

5 知事の依頼による審査

知事からの審査依頼に基づき、決算等について審査しました。

1 決算審査

決算の数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的に行われているかなどを審査しました。

○ 各会計歳入歳出決算審査

審査の対象 平成23年度東京都一般会計及び16の特別会計

審査の結果

- ・決算計数は誤りのないことが認められました。
- ・会計処理の一部、「財産に関する調書」の一部に誤りが認められました。

● 「財産に関する調書」の誤り

財産種別	登載状況	件数等
建 物	過大登載	53.40 m ²
	登載漏れ	411.48 m ²
無体財産権	過大登載	1 件
出資による権利	過大登載	528万9,341 円
	登載漏れ	20億506万3,441 円
物 品	過大登載	7 点
	登載漏れ	16 点



決算書（左）と決算附属書類（右）

○ 公営企業各会計決算審査

審査の対象 ▶ 平成23年度東京都公営企業各会計（11会計）

審査の結果 ▶ 会計処理の誤り3件を除き、各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

【誤りの内容】

- ・ 特別損失に計上すべき2,590万4,818円について、医業費用（経常費用）に計上したもの
- ・ 器具備品として計上すべき記録映画（1億8,146万3,830円）について、構築物等として計上したもの
- ・ 構築物（7万5,518円）について、除却処理が漏れていたもの

2 基金運用状況審査

定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

審査の対象 ▶ 東京都区市町村振興基金、東京都用品調達基金

審査の結果 ▶ 計数に誤りのないことが認められました。

3 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているか審査しました。

審査の対象 ▶ 平成23年度健全化判断比率、平成23年度資金不足比率（13会計）

審査の結果 ▶ 各比率は以下のとおりとなり、算定に誤りのないものと認められました。

○健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	1.5%	92.7%
早期健全化基準	5.76%	10.76%	25.0%	400.0%

○資金不足比率

	資金不足比率 (13会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

※ 早期健全化基準・経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。
算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。